

利根川上流域栃木県減災対策協議会（仮称）設立の趣旨

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、同年12月に社会資本整備審議会から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」を取りまとめました。

これまでに、このビジョンに基づき栃木県内の直轄河川においては、河川管理者、国、県、沿川市町等と協働で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成28年8月の台風10号では岩手県が管理する河川が氾濫し、死者等の被害が発生するなど、都道府県管理の中小河川においても、減災の取組を加速する必要が改めて認識されたところです。

このような状況から、平成29年1月11日に社会資本整備審議会から「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、全ての地域において取組を推進していくことが必要となっております。

このため栃木県では、県が管理する河川についても直轄河川と同様、河川管理者、県、市町、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に協議会を設立することとしました。